

生駒市浄化センター包括運營業務委託に関する委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市浄化センターの運営及び維持管理を長期間にわたって、包括的に民間の事業者へ委託するに当たり、専門的かつ技術的な意見又は助言を求め、生駒市浄化センター包括運營業務委託に関する委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 民間事業者の選定手法に関する事。
- (2) 実施方針、民間事業者募集資料、民間事業者選定基準等に関する事。
- (3) その他必要と認める事項に関する事。

(参加者)

第3条 委員会の委員は6人以内とする。

2 市長は、学識経験のある者に委員会への参加を求めるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を進行する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が会議を進行する。

(委員の責務)

第5条 委員は、知り得た情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(開催期間)

第6条 委員会の開催期間は、1年間を目処とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道部下水道管理課に置く。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。